

用語解説

(自動車騒音の常時監視)

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法第 18 条に規定され、東京都、特別区及び市の事務とされています。自動車交通騒音が支配的な道路に面する地域で、騒音に係る環境基準に基づいて、騒音測定及び環境基準達成状況の評価等を行うものです。

(一連番号)

自動車交通騒音調査結果に掲載する自動車騒音測定結果の年度ごとの通し番号

(環境基準類型等)

- 1 測定地点における騒音に係る環境基準の地域類型（AA，A，B，C）
環境基準達成状況の調査実施者：知事（町村）、区長（23 区）、市長（26 市）
※平成 12 年度から平成 14 年度までは知事が東京都内全域を調査実施
平成 15 年度から区部は各区長が調査、平成 24 年度から市部も各市長が調査実施
- 2 測定地点における自動車騒音に係る要請限度の区域の区分（a，b，c）
要請限度超過状況の調査実施者：区市長

(道路種別)

道路種別は、下記の 6 種に分類

- 1 高速自動車国道
- 2 首都高速道路
- 3 一般国道
- 4 都道
- 5 4 車線以上の区市町村道
- 6 その他の道路

(車線数)

対象道路の上り下りを合わせた車線数

(車道端からの距離)

対象道路の車道端から騒音測定位置（マイクロフォン）までの水平距離

(地上からの高さ)

騒音測定位置（マイクロフォン）の地上面からの高さ

(等価騒音レベル)

一定時間内の騒音の総エネルギーの時間平均値をレベル（「dB」小文字のディーに大文字のビーで「デシベル」という音の大きさの単位）で表示するもので、変動する騒音を安定的に表現でき、かつ、人間がどの程度暴露されたかを表現するうえですぐれており、環境基準、要請限度の騒音評価に使用